

1 事業名

鳥取市キャッシュレス決済等事業

2 目的

証明書等発行窓口などにキャッシュレス決済の端末を整備し、手数料等のキャッシュレス・非接触での収納を行うことで、市民の利便性を向上させる。

3 事業内容

鳥取市キャッシュレス決済等事業仕様書のとおり

4 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

翌年度以降の事業運営に関しては別途契約を締結する。

5 参加資格に関する事項

本プロポーザルへ参加する事業者は、本業務を適正に遂行する体制を有し、かつ、本業務の目的を実現する能力を有する法人であって、次の要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ② この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- ③ 法人格を有し、かつ本業務委託内容を十分に理解した上で業務を円滑に遂行できること。
- ④ 法人税、消費税、地方消費税及び市町村民税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 鳥取市の入札参加資格（大分類：役務、小分類：その他）を有するか、令和4年8月31日（水）までに取得申請を完了していること。なお、入札参加資格の申請については、本市公式ウェブサイトの「令和4・5年度物品・役務等競争入札参加資格審査申請書の随時受付について」を参照すること。

URL <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1639614073199/index.html>

- ⑨ システムに障害が起きた際に当日中に対応を行えるよう、鳥取市に本社、事業所等を置くか、これまでに他の自治体で同種の業務を行った者であること。

6 スケジュール

実施要領公開	令和4年8月1日(月)～令和4年8月16日(火)
参加意向表明書提出	令和4年8月1日(月)～令和4年8月16日(火)
質問書提出	令和4年8月1日(月)～令和4年8月22日(月)
回答公開期限	令和4年8月25日(木)まで
企画提案書提出	令和4年8月1日(月)～令和4年8月31日(水)
選定委員会	令和4年9月5日(月)(予定)
導入準備	令和4年9～10月
運用開始	令和4年11月1日(火)(予定)

7 実施要領等の交付

鳥取市キャッシュレス決済等事業公募型プロポーザル実施要領等は、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードするものとする。

鳥取市公式ウェブサイト

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1657868283848/index.html>

8 提出書類

(1) 参加意向表明書

出納室(suito@city.tottori.lg.jp)あてに電子メールにて様式第1号により提出すること。

(2) 参加届出書等

参加届出書(様式第2号)に、以下の添付書類を添えて提出すること。

提出書類はA4サイズを基本とし、それより大きい場合にはA4サイズに折りたためるものであること。

電子メールでの提出を基本とするが、郵送での提出も可とする。令和4年8月31日(水)午後5時必着とする。

① 企画提案書

- ・機器購入費用(7台合計金額で見積)
- ・機器購入以外の初期費用(手数料等)
- ・毎月必要な費用(決済手数料は含まず、携帯電話網等の通信料は含む)
- ・導入可能な決済ブランドと、決済ブランドごとの決済手数料
- ・収納金の月ごとの振込回数、時期、振込手数料が分かる資料
- ・収納金振込がすべて一括か、決済種別(クレジットカード、電子マネー、QRコード)ごとか、決済ブランドごとか分かる資料

- ・決済時の操作方法が分かる資料
 - ・収納金管理のシステムの操作のイメージが分かる資料
 - ・本社、事業所の所在地が分かる資料、または他の自治体での業務実績が分かる資料
 - ・システム障害対応の体制が分かる資料
 - ・設置窓口を増やす際の機器の追加購入、設定などについての資料
- ② 事業所所在地の市県民税、法人税及び消費税の納税証明書並びに滞納なし証明(写し)
- (3) 参加の辞退について
- 参加意向表明書提出後、参加を辞退する場合は、様式第3号により辞退届を提出すること。

9 質疑・回答

(1) 質疑

質問がある場合は、質問書(様式第4号)に質問事項を記載の上、令和4年8月22日(月)までに、電子メール(suito@city.tottori.lg.jp)またはFAX(0857-20-3917)により出納室に送信すること。

(2) 回答

回答は、令和4年8月25日(木)までに本市公式ウェブサイトに掲出する。

10 企画提案の選定

企画提案の選定については、別紙評価シートに基づき庁内職員により組織する選定委員会で契約候補者を選定する。

問い合わせ・提出先

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市出納室 担当 井上拓也
電話：0857-30-8436
FAX：0857-20-3917
E-mail：suito@city.tottori.lg.jp

鳥取市キャッシュレス決済等事業 プロポーザル評価シート

項目	点数基準	評価
1 決済ブランド数	クレジットカードブランド数×1点（最大5点） 電子マネーブランド数×1点（最大5点） （WAON、nanaco、iDのいずれも含まない場合は0点） QRコードブランド数×1点（最大10点） （PayPay、d払い、auPAYのいずれも含まない場合は0点） の合計点	
2 接続方法	Wi-Fi 10点加点 携帯電話網 20点加点	
3 手数料種別管理	端末側に手数料種別ごとにあらかじめ金額を設定できる 15点加点	
4 収納方法	月間入金件数が2件目以降は1件増えるごとに-5点	
5 端末費用・初期費用	$(500 \text{万円} \div (\text{端末7台分金額} + \text{初期費用}))$ 点 (小数点以下第4位で四捨五入) 50万円以下は10点	
6 ランニングコスト (決済手数料を除く)	$(5 \text{万円} \div \text{月額費用})$ 点 (小数点以下第4位で四捨五入) 5千円以下は10点	
7 総合評価	上記の評価基準で評価が拮抗した場合、キャッシュレス決済の事務に係る確実性、容易性の点で総合的に判断する。 最高10点加点	